

北海道体育学会「学会賞」規程

平成 17 年 4 月 1 日制定

平成 18 年 11 月 11 日改正

平成 22 年 6 月 5 日改正

第1条 北海道体育学会に「学会賞」を設ける。

第2条 「学会賞」受賞者には、総会において賞状および副賞を授与する。

第3条 副賞として以下の報奨金を与える。

賞金 3 万円

第4条 学会賞受賞者は学会賞選考委員会の推薦を受け、役員会に諮って決定する。

第5条 学会賞選考委員会は研究委員会委員および会長の委嘱による専門分野に精通した若干名の委員で構成する。本委員会の委員長は、研究委員会委員長が兼ねるものとする。

第6条 学会賞は第 7 条の基準を満たした会員を対象とする。

第7条 学会賞の基準は、以下の通りとする。

- (1) 本学会研究大会に発表していること。
- (2) 本学会誌に筆頭著者として 6 編以上の論文を発表していること。その研究内容は北海道における体育学及びその関連分野の進歩に寄与するものであるとともに、将来の発展が期待できるものとする。
- (3) 受賞者は単独とする。

第8条 選考委員長は、受賞者の選考経過および推薦理由を総会において報告する。

附 則

- 1 論文とは北海道体育学研究に掲載された「原著論文」、「研究ノート」、「実践研究」、「研究資料（資料）」をいう。

北海道体育学会「若手研究者賞」規程

平成 22 年 6 月 5 日制定

- 第1条 北海道体育学会に「若手研究者賞」を設ける。
- 第2条 「若手研究者賞」受賞者には、総会において賞状および副賞を授与する。
- 第3条 副賞として以下の報奨金を与える。
賞金 1 万円
- 第4条 若手研究者賞は、若手研究者賞審査委員会が当該年度の研究大会における口頭発表の審査により決定する。
- 第5条 若手研究者賞審査委員会は研究委員会委員および研究委員会によって選出された本学会員で構成する。本委員会の委員長は、研究委員会委員長が兼ねるものとする。
- 第6条 若手研究者賞は第 7 条の基準を満たした会員を対象とする。
- 第7条 若手研究者賞の基準は、以下の通りとする。
- (1) 若手研究者賞に応募していること。
 - (2) 本学会研究大会に筆頭発表者として口頭発表し、その発表がとくに優秀であること。発表の審査観点は、研究の意義と目的の明確性、抄録を含む研究成果の論理性、質疑応答の的確性とする。
 - (3) 研究内容は未発表であること。
 - (4) 暦年度において満 30 歳未満の者。
 - (5) 受賞者は単独とする。
- 第8条 審査委員長は選考経過および選考理由を総会において報告する。
- 第9条 受賞者がその研究発表を本学会誌「北海道体育学研究」へ投稿する場合、投稿料は無料とする。